

プログラミング能力検定

会場規程

この規定（以下、本規定）は、プログラミング能力検定協会（以下、協会）が主催するプログラミング能力検定（以下、検定）を実施する「会場」に関して、その基本的事項を定めることにより、検定の厳正さ・公平さを保つことを目的としています。

会場責任者は会場における検定の実施に関する全ての責任を負う者として、本規定に従い、厳正かつ公平に検定を実施してください。全国より任意に選出した会場を協会関係者が訪問し、実施状況などについて確認することがあります。本規定に違反した場合は、当該会場の受検者全員を失格とします。また協会が主催するすべての検定について、会場の認定を取り消すことがあります。

1 会場について

1.1 会場の定義

・本規定における「会場」とは協会が検定の実施に適切であると認定した場所を指す。

1.2 会場の要件

・「会場」として認定する要件は以下のとおりとする。

- ① 会場責任者において管理し、検定実施に適した場所（教室・部屋）であること
- ② 検定受検人数を収容し、同人数に応じた試験監督を手配できるなど、検定を厳正に運営できる体制が整えられていること
- ③ COVID-19などの感染症に対して十分な対策を行い、受検者を含む検定関係者の公衆衛生上の安全を確保できること
- ④ 本規程が遵守されること
- ⑤ その他、協会の指示・通知等を遵守できること

・会場認定の有効期限は、協会による認定日から一年間とする。会場の要件が満たされている場合さらに一年間延長とし、その後も同様とする。

・会場責任者は会場申請時の内容に変更がある場合、協会の指示する方法をもって速やかに変更の手続きを行わなければならない。

1.3 遵守義務

・会場責任者は本規程に従い、当該会場において厳正かつ公平に検定を実施しなければならない。

1.4 会場認定の取り消し

・協会は以下の事項に該当する場合、会場の認定を取り消すことができる。

- ① 会場として認定する要件を満たなくなったとき
- ② 会場申請者より認定取り消しの申し出があったとき
- ③ 本規程に違反する行為が認められたとき
- ④ 検定料の支払いが理由なく遅滞したとき
- ⑤ 会場申請の内容に虚偽があったとき
- ⑥ 反社会的勢力との関わりが認められとき
- ⑦ その他、会場として検定の実施を継続するうえで適切ではないと協会が判断し改善を求めた点について、これを改善する真摯な対応が行われないとき

1.5 個人情報の取り扱い

・会場責任者は検定に関する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づいて適正に管理し、漏洩などの問題が生じた場合には、その一切の責任を負わなければならない。

- ・会場責任者は、検定の可否結果、成績などの個人情報についても適正に管理し、これを利用する場合には受検者（未成年の場合には受検者及び保護者）の同意を得なければならない。

2 検定実施について

2.1 受検者による申込

- ・会場責任者は協会への受検申込にあたり、受検者に対して「プログラミング能力検定受検規約」を事前に説明した上で受検者（未成年の場合には受検者及びその保護者）の同意を得なければならない。
- ・会場責任者は検定の受検料について、各受検者及び保護者より責任をもって徴収する。協会は受検料の紛失等の事故について一切の責任を負わないものとする。
- ・会場責任者は受検の申込にあたり、受検者に試験日時を周知させなければならない。
- ・会場責任者は各試験の申込期間において受検の申し込みを受けた受検者の人数と受検レベル、氏名、学年について、受検申込締切日までに協会が定める方法にて協会へ申告する。

2.2 検定実施期間

- ・会場責任者は協会が定める受検期間以外に検定を実施してはならない。所定の受検期間以外に受検した者はいかなる場合であっても失格とし、受検料は返却しない。

2.3 受検レベル

- ・会場責任者は同一検定実施期間において同一の受検者に重複して受検させてはならない。会場責任者は重複受検者がいないことを確認する。

2.4 試験監督の手配

- ・会場責任者は1部屋につき1名以上の試験監督を配置しなければならない。
- ・会場責任者は試験監督全員が本規程及び試験監督マニュアルを熟読させ、あらかじめ検定実施の流れと要点を理解させ、厳正かつ公平に検定を実施する。

2.5 受検票の配布

- ・会場責任者は協会より発行される受検票を受検日に受検者へ配布する。

2.6 迷惑行為・不正行為の防止

- ・会場責任者及び試験監督は以下の行為を行う受検者に対して注意喚起を行い、改善が見られなかった場合または悪質な場合、退場・失格とすること。尚、検定日後に判明した場合には協会に連絡し、対応を求めなければならない。

- ① 受検者が、試験監督の指示に従わない
- ② 他の受検者に迷惑をかける行為や検定を妨害した（年少者の集中力低下等による迷惑行為を含む）
- ③ 検定中に携帯電話・スマートフォン、およびその他電子機器の電源を切らずに使用した
- ④ 検定中に携帯電話・スマートフォンの着信音・バイブ音等、およびその他持ち込み機器により音を発生させた
- ⑤ 会場内での録音・撮影行為、また検定に関して知り得た情報全般を他者に開示した
- ⑥ 不正行為（カンニング行為、他人の代わりに受検、検定中に援助を他人に与えたり他人から受けたりすること等）をした

2.7 会場から協会への検定料の支払い

- ・会場責任者は協会に対して受検者から徴収した検定料を協会が定める方法により支払う。支払う検定料は会場毎に受検予定の受検者全員の受検料の合計から所定の会場運営費を差し引いた金額とする。振込手数料は会場責任者の負担とする。
- ・協会は、いかなる理由であっても受検申込締切後の欠席者・失格者・棄権者に対する検定料の返金や申し込みの取り消しを行わない。
- ・協会は検定料の払い込みが確認できない場合、検定結果や可否等に関する一切の連絡を行わない。

2.8 試験結果の告知

- ・会場責任者は検定終了後に協会から連絡を受けた当該会場の全受検者の成績表と可否を受検者に適切に告知する。

2.9 試験実施時のトラブル

- ・検定のシステムトラブルにより試験が中止された場合、対応方法について受検日の翌営業日以降に協会より会場責任者へ連絡する。
- ・協会は試験中に発生した会場もしくは受検者の責めに帰すべき事由によるトラブルについて、いかなる理由においても責任を負わない。

2.10 天災などの緊急時

- ・会場責任者は地震や火災などの緊急事態が発生した場合は、受検者を安全な場所へ速やかに避難させた後、協会に問い合わせ、指示に従う。
- ・会場責任者は検定日当日、休校や学級閉鎖により検定の実施が困難になった場合には、それが決定した時点で協会に問い合わせ、指示に従う。

以上